

## 熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、熊野古道伊勢路（以下「伊勢路」という。）の沿道地域（伊勢市、玉城町、多気町、大台町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町及び紀宝町の区域をいう。以下同じ。）において、統一感のある道標等の案内看板の整備促進を図るため、熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、熊野古道伊勢路 案内等表記ガイドライン（令和5年3月18日策定 熊野古道協働会議）（以下「ガイドライン」という。）に沿った仕様により実施する道標等の案内看板整備事業（新設、更新又は修繕）とする。

2 前項の道標等の案内看板は、ガイドラインにより統一的なルールを定めた道標、記名看板、総合案内板及び解説板とする。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、伊勢路沿道地域の市町及び伊勢路の活用・保全に関わる団体とする。

2 前項の伊勢路の活用・保全に関わる団体は、伊勢路沿道地域において活動する次に掲げる団体とする。

(1) 観光協会

(2) 保全団体

(3) 伊勢路沿道地域の観光振興や魅力発信を目的に設置され、伊勢路の活用・保全に関わりがある団体

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の3分の1以内とし、予算の範囲内で知事が必要と認める額とする。ただし、一交付申請当たりの上限額は、50万円とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

### (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業を行うために必要な経費であって、別表に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については補助対象外とする。

(1) 補助金の交付決定を受ける前の依頼や支出に係る経費

- (2) 不動産の取得、賃借、土地の造成等に係る経費
- (3) 補助金の趣旨に照らして直接関係しない経費や補助金の交付に関して適切でない経費
- (4) 他の三重県の補助制度の対象となった経費

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、補助金の交付決定をした日から当該年度の2月末までとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添付し、知事に提出するものとする。

- 2 申請者は、前項の交付申請を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第8条 知事は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 この補助金の交付決定には、次の条件を付すものとする。
- (1) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。
  - (2) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、知事に報告を行うとともに、警察に通報を行うこと及び捜査上必要な協力を行うこと。
  - (3) その他知事が必要と認めること。

(交付申請の取下げ)

第9条 前条の交付決定に不服がある場合における、三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日三重県規則第34号。以下「規則」という。）第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から14日以内とする。

(補助事業の変更)

第10条 第8条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた申請者（以下

「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後において、補助対象経費の配分の変更又は補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ補助金変更交付申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この限りではない。

2 前項の軽微な変更とは、次に掲げる場合以外の変更をいう。

(1) 補助金額が増額又は3割を超えて減額となる変更

(2) 補助対象経費の3割を超える経費区分の変更

(3) 補助目的の達成に支障が生じるおそれのある著しい事業内容の変更

3 知事は、第1項の承認をする場合においては、必要に応じて条件を付し、補助金変更交付決定通知書(第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止(廃止)承認申請書(第7号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、知事の求めがあったときは、補助事業の遂行について知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業を完了したとき(第11条の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して30日以内又は当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(第8号様式)に関係書類を添付し、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、補助事業者から前条第1項の実績報告書の提出があったときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じ調査等を実施し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、確定通知書(第10号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額の確定をした後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税額の確定に伴う仕入税額控除報告書（第12号様式）により、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還については、規則第17条第2項の規定を準用する。

（補助金に係る経理）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第18条 補助金の交付等に関し、この要領、規則及び地域連携・交通部関係補助金等交付要綱（平成24年3月30日三重県告示第241号）に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和5年4月12日から施行する

## 別表（第5条関係）

区分	補助対象経費
本体工事費	道標等の整備（新設、更新又は修繕）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、需用費（消耗品費等）、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料等）、原材料費及び設計監督料等をいう。 ただし、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託料、負担金、原材料費及び知事が特に必要と認める費用を含む。
設計費	道標等の整備（新設、更新又は修繕）に必要な設計費

## 熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金交付申請書

第 年 月 日  
号

三重県知事 へ

申請者  
住所 :  
団体名 :  
代表者職氏名 :

熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金 円の交付を受けたいので、  
三重県補助金等交付規則第3条及び熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金交付要領  
第7条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

### <関係書類>

- (1) 事業計画及び収支予算書 (第2号様式)
  - (2) 道標等の設計書又は仕様書
  - (3) 定款又は規約
  - (4) 役員等一覧表 (第3号様式)
  - (5) その他参考となる資料 (団体紹介パンフレット、新聞記事等)
- ※ 申請者が市町の場合には、上記(3)及び(4)を省略することができます。

担当部課名	(担当者職氏名)
連絡先	電話 : E-mail :

## 事業計画及び収支予算書

### 1 事業計画

事業名	
実施場所	
実施期間	
事業概要	

### 2 収支予算

#### (1) 収入

(単位：円)

収入費目	金額	内訳
本補助金		
収入計		

※国や自治体、民間の補助金や助成金等に採択されている場合（申請予定を含む）は、当該補助金等の実施主体及び名称を内訳欄に記載してください。

#### (2) 支出

(単位：円)

	支出費目	金額	内訳（数量、単価等の積算根拠）
補助対象経費			
	小計		
補助対象外経費			
	小計		
	支出計		

※欄が不足する場合は追加してください。

(記載例) 支出費目：工事費、金額：300,000円、内訳：100,000円×3基  
 支出費目：設計費、金額：50,000円、内訳：3基分

### 役員等一覧表

団体名

番号	シメイ (カタカナ)	氏名	生年月日				性別	備考 (氏名の異体字等)
			元号	年	月	日		

※欄が不足する場合は追加してください。

(参考) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱第2条第1項第2号に規定する役員等は、次のとおりです。

- ア 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者
- イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者
- ウ 個人にあっては、その者及びその者に対し支配関係にある者

第4号様式

三重県指令 第 号

様

月 日付け 第 号で申請のありました熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金については、三重県補助金等交付規則第4条第1項及び熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金交付要領第8条第1項の規定により、次の条件をつけて、金 円を交付します。

年 月 日

三重県知事

- 1 補助事業者は三重県補助金等交付規則等の規定に従わなければならない。
- 2 この補助金の交付の条件に違反し、又は精算の結果、この補助金に余剰のあるときは、その一部又は全部を返還すること。
- 3 補助事業者は、補助事業についての会計帳簿を備え、他の経理と区別して事業の収入額及び支出額を記載し補助金の使途を明らかにしておくとともに、その内容を証する書類を整備して、補助事業完了の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。
- 4 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならない。
- 5 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱別表に掲げる一に該当しないこと。また、同要綱第2条第7項に定める不当介入を受けたときは、知事に報告を行うとともに、警察に通報を行うこと及び捜査上必要な協力を行うこと。



熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金変更交付申請書

第 年 月 日

三重県知事 へ

申請者  
住所 :  
団体名 :  
代表者職氏名 :

年 月 日付け三重県指令 第 号で交付決定の通知のあった熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金について、交付決定の内容等を下記のとおり変更したいので、三重県補助金等交付規則第5条第1項第1号及び熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金交付要領第10条第1項の規定により、次の関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 変更しようとする事業の内容  
(変更前)

(変更後)

2 補助金変更申請額  
金 円 (変更前 金 円)

3 変更理由

4 変更により生じる影響

<関係書類>

- (1) 事業計画及び収支予算書 (第2号様式)
- (2) 道標等の設計書又は仕様書

第6号様式

三重県指令 第 号

様

月 日付け 第 号で変更申請のありました熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金については、三重県補助金等交付規則第4条第1項及び熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金交付要領第10条第3項の規定により、次の条件をつけて、金 円を交付します。

年 月 日

三重県知事

- 1 補助事業者は三重県補助金等交付規則等の規定に従わなければならない。
- 2 この補助金の交付の条件に違反し、又は精算の結果、この補助金に余剰のあるときは、その一部又は全部を返還すること。
- 3 補助事業者は、補助事業についての会計帳簿を備え、他の経理と区別して事業の収入額及び支出額を記載し補助金の使途を明らかにしておくとともに、その内容を証する書類を整備して、補助事業完了の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。
- 4 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならない。
- 5 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱別表に掲げる一に該当しないこと。また、同要綱第2条第7項に定める不当介入を受けたときは、知事に報告を行うとともに、警察に通報を行うこと及び捜査上必要な協力を行うこと。

熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

第 号  
年 月 日

三重県知事 あて

申請者  
住所 :  
団体名 :  
代表者職氏名 :

年 月 日付け三重県指令 第 号で交付決定の通知のあった熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、三重県補助金等交付規則第5条第1項第3号及び熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金交付要領第11条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）後の措置
- 3 その他参考事項

## 熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金実績報告書

第 年 月 日

三重県知事 へ

申請者  
住所 :  
団体名 :  
代表者職氏名 :

年 月 日付け三重県指令 第 号で交付決定の通知があった熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金について、三重県補助金等交付規則第12条第1項及び熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金交付要領第13条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

### 記

事業名

#### <関係書類>

- (1) 事業実施結果報告及び収支決算書（第9号様式）
- (2) 補助事業の実施に要した費用に係る領収書等経費の支出を証する書類の写し
- (3) 道標等の写真
- (4) 道標等の設置場所が分かる位置図
- (5) その他参考となる資料

## 事業実施結果報告及び収支決算書

### 1 事業実施結果報告

事業名	
実施場所	
実施期間	
事業概要	

### 2 収支決算

#### (1) 収入 (単位：円)

収入費目	金額	内訳
本補助金		
収入計		

※国や自治体、民間の補助金や助成金等に採択されている場合は、当該補助金等の実施主体及び名称を内訳欄に記載してください。

#### (2) 支出 (単位：円)

	支出費目	金額	内訳 (数量、単価等の積算根拠)
補助対象経費			
	小計		
補助対象外経費			
	小計		
	支出計		

※領収書、レシート等経費の支出を証する書面又はその写しを添付してください。

領収書の宛先は、補助事業者あてのものに限ります。また、交付決定日以降のものに限ります。

記入欄が不足する場合は追加してください。

(記載例) 支出費目：工事費、金額：300,000円、内訳：100,000円×3基

支出費目：設計費、金額：50,000円、内訳：3基分

第10号様式

三重県指令 第 号

様

年 月 日付け三重県指令 第 号で交付決定した熊野古道  
伊勢路道標等整備事業費補助金については、三重県補助金等交付規則第13条第1項  
及び熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金交付要領第14条の規定により、 金  
円の額を確定します。

年 月 日

三重県知事

## 熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金請求書

年 月 日付け三重県指令 第 号で額の確定の通知があった熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金について、熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金交付要領第15条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

年 月 日

住所 :  
団体名 :  
代表者職氏名 :

振込口座 金融機関名 : 支店名 : 種別 : 口座番号 : 口座名義人 : (カタカナ)
---

発行責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先

三重県知事あて

※口座名義人と請求者（申請者）が異なる場合は、委任状を添付してください。

熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金に係る消費税及び  
地方消費税額の確定に伴う仕入税額控除報告書

第 年 月 日  
号

三重県知事あて

申請者  
住所 :  
団体名 :  
代表者職氏名 :

年 月 日付け三重県指令 第 号で交付決定の通知があった  
熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金について、熊野古道伊勢路道標等整備事業費  
補助金交付要領第16条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金額（知事が確定通知書（第10号様式）により通知した額）             | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額             | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2）                              | 金 | 円 |

（注）積算の内訳が分かる書類を添付してください。